



平成 23 年 11 月 11 日

各 位

会社名	ユニパルス株式会社
代表者名	代表取締役社長 吉本 喬美
(コード番号	6842 東証第二部)
問合せ先	常務取締役 経営企画室長兼管理本部長 和田 倫幸
	TEL 03-3639-6125

新株予約権方式によるストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 11 日開催の取締役会議において、会社法第 236 条、第 238 条及び、第 239 条の規定に基づき、以下の要領により当社の取締役に対し、特に有利な条件をもってストック・オプションを目的とする新株予約権の募集事項の決定について承認を求める議案を、平成 23 年 12 月 16 日開催予定の当社第 43 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、以下の要領で当社の取締役に対し、特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行要領

(1) 新株予約権の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役 1 名 150 個

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 15,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全子会社となる場合、資本減少を行う場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合及びその他これらに準じた場合に、当社は必要に応じて合理的な方法に基づき、株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

150 個(新株予約権 1 個につき当社普通株式 100 株)

ただし、前号に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権と引換えに金銭の払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

(5) 新株予約権の権利行使期間

割当日は平成 23 年 12 月 19 日とし、権利行使期間は平成 26 年 12 月 22 日から平成 27 年 2 月 28 日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日とする。

(6) 新株予約権の行使価額又はその算定方法

新株予約権 1 個当たりの行使に際して払込をすべき金額は、次により決定される。1 株当たりの行使価額に新株予約権 1 個につき割り当てられている株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金 100 円とする。

なお、新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により、行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{調整前行使価額} \times \text{分割(または併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権及び新株引受権の行使による場合は除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行前の株数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「分割・新規発行前の株数」を「処分前の株数」にそれぞれ読み替える。

また、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全子会社となる場合、資本減少を行う場合、当社が新設分割をもしくは吸収分割を行う場合及びその他これらに準じた場合に、当社は必要に応じて合理的な方法に基づき、行使価額を調整することができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた取締役は、権利行使時において、当社又は子会社の取締役、監査役、従業員、又は子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかでもなくなった場合、権利行使ができない。ただし、任期満了による退任、定年退職及び取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続はできない。
- ③ 新株予約権の質入は認めない。

(8) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、割当てを受けた者が前記(7)の①により新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

割当てを受けた者は新株予約権を他に譲渡することはできない。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(11) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上